

茨城県水質保全監視員設置要領

第1 設 置

浄化槽の適正な維持管理を促進し、もって公共用水域の水質汚濁の防止及び生活環境の保全を図るため、茨城県水質保全監視員（以下「水質保全監視員」という。）を置く。

第2 任 命

水質保全監視員は、浄化槽の設置、施工及び維持管理についての知識と経験を有すると認められる者で、実情に精通し、実際に活動できる者のうちから、知事が任命する。

第3 任 期

水質保全監視員の任期は2年とする。ただし、水質保全監視員が欠けたときの後任者の任期は前任者の残任任期間とする。

2. 水質保全監視員は、再任を妨げない。

第4 業 務

水質保全監視員は、別に定める担当市町村について、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 浄化槽の設置及び維持管理に関する指導及び助言
- (2) 法定検査受検の指導（受検率向上対策の推進）
- (3) 合併処理浄化槽の普及（単独転換の促進）
- (4) 一括契約システムの普及
- (5) 高度処理型浄化槽の設置促進
- (6) その他知事が依頼する事項

第5 身分を証明する証票等

水質保全監視員は、業務に従事するときは、知事が交付する茨城県水質保全監視員証（様式第1号）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 水質保全監視員は、その身分を失ったときは、前項に規定する水質保全監視員証を速やかに知事に返納しなければならない。

第6 解 任

知事は、水質保全監視員が次の各号の一に該当するときは、解任することができる。

- (1) 疾病その他の事由により水質保全監視員の業務を遂行することが困難となったとき。
- (2) 第4に規定する業務を怠ったとき。
- (3) 水質保全監視員として不適切と認められる行為のあったとき。
- (4) 本人から申し出があったとき。

第7 報 告

水質保全監視員は、業務活動状況報告書（様式第2号）により、年2回、知事に報告しなければならない。

4月1日から9月30日までの報告・・・・・・・・・・10月15日まで
10月1日から3月31日までの報告・・・・・・・・・・ 4月10日まで

付則

- 1 この要領は昭和62年10月1日から施行する。
- 2 この要領により最初に任命する浄化槽相談員の任期は、第3第1項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。

付則

この要領は平成2年4月1日から施行する。

付則

この要領は平成3年4月1日から施行する。

付則

この要領は平成3年8月1日から施行する。

付則

- 1 この要領は平成26年2月28日から施行する。
- 2 この要領により最初に任命する水質保全監視員の任期は、第3第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

写 真	茨城県水質保全監視員証	
	第 号	
	住所	
	氏名	
この者は、茨城県水質保全監視員であることを証明する。		
年	月	日
茨城県知事		印

水質保全監視員業務状況報告書 (上半期分)

担当市町村名 _____

監視員氏名 _____ 印 _____

項目 年月	指 導 内 容							
	浄化槽の設置、維持管理に関する指導助言	法定検査受検の指導(受検率向上対策の推進)	合併処理浄化槽の普及促進(単独転換の促進)	一括契約システムの普及	高度処理浄化槽の設置促進	苦情相談等	その他	計
年								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
計								

※「指導内容」欄は、月の指導件数を記入すること。

※指導、助言等を行っていて、気付いたことや改善すべきことがあれば御自由にお書き下さい。

水質保全監視員業務状況報告書 (下半期分)

担当市町村名 _____

監視員氏名 _____ 印 _____

項目 年月	指 導 内 容							
	浄化槽の設置、維持管理に関する指導助言	法定検査受検の指導(受検率向上対策の推進)	合併処理浄化槽の普及促進(単独転換の促進)	一括契約システムの普及	高度処理浄化槽の設置促進	苦情相談等	その他	計
年								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
計								

※「指導内容」欄は、月の指導件数を記入すること。

※指導、助言等を行っていて、気付いたことや改善すべきことがあれば御自由にお書き下さい。